

5 宇 監 第 32 号
令和 5 年 8 月 17 日

宇美町長 安 川 茂 伸 殿

宇美町監査委員 平 島 忠 雄

宇美町監査委員 安 川 禎 幸



令和 4 年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の審査意見
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項及び宇美町監査基準（令和 2 年告示第 1 号）第 15 条の規定により審査に付された令和 4 年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年度 宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

1. 審査の対象

令和4年度 宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

2. 審査の時期

令和5年7月19日、8月8日（2日間）

3. 審査の着眼点

歳入歳出決算書、同決算事項別明細書及び実質収支に関する調書（以下「決算書等」という。）が、関係法令に準拠して作成され、計数に誤りはないか、予算執行及び財政運営は適正に行われているか等を審査した。

4. 審査の実施内容

宇美町監査基準の規定に基づき、町長から送付された決算書と審査資料との照合点検を行うとともに、関係職員からの聴取、決算値の推移、他自治体との比較などを行い、審査を実施した。

5. 審査の結果

審査に付された決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確で、予算執行及び財政運営も適正であると認められた。

6. 決算の概要

(1) 総括

令和4年度宇美町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、

歳入総額	43億9,803万448円
歳出総額	43億2,877万5,566円
歳入歳出差引額	6,925万4,882円

翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、6,925万4,882円の黒字となっている。この実質収支から前年度の実質収支3億7,448万8,017円を差し引いた単年度収支は3億523万3,135円の赤字となっている。この単年度収支から国庫支出金等の前年度及び翌年度精算額、財政調整基金積立額、財政調整基金取崩し額などの実質的な黒字要素、赤字要素を加減した実質単年度収支は5,713万7,495円の黒字となっている。

(2) 歳入の状況

歳入総額は、前年度比 0.8%、3,618 万 3,790 円の減であった。

歳入は、医療費が高額となる入院件数が減少したこと、団塊の世代が後期高齢者へ移行したことなどにより歳出 2 款保険給付費が減少したことに伴い 4 款県支出金が 3 億 5,734 万 2,000 円 (10.9%) の減となった。一方、6 款繰越金は令和 3 年度の普通交付金が交付超過であったことにより、3 億 6,879 万 4,123 円 (6477.0%) の増となり、歳出 9 款諸支出金の保険給付費等交付金償還金に充当されている。

(3) 歳出の状況

歳出総額は、前年度比 6.6%、2 億 6,904 万 9,345 円の増であった。

歳出は、7 款基金積立金が 5,527 万 1,000 円 (89.5%) の増、9 款諸支出金が前年度分の普通交付金の交付超過分を精算するため 3 億 164 万 7,089 円 (8618.7%) の増となった。一方、先述のとおり、2 款保険給付費が 8,904 万 3,481 円 (3.1%) の減であった。

7. 審査の意見

国民健康保険税については、一人当たりの税額は 2,122 円増となっているが、加入者の減少により調定額が減少しており税収は減少した。

一方、歳出 3 款国民健康保険事業費納付金は加入者の減少により減額となったこともあり、令和 2 年度から引き続き基金へ積立てることができ、基金額が同規模自治体の平均程度となるなど、財政運営は良好な状態が維持されている。

収納状況は、現年度分の収納率が前年度比 0.15 ポイント減の 93.94%であったが、滞納繰越分の収納率は前年度比 0.99 ポイント増 14.81%となり、全体では 0.69 ポイント増の 71.52%となった。令和 4 年度の傾向として、現年分滞納額の 11%が転入者によるもので、収納率を下げる結果となったが、減免制度の積極的な活用や収納業務委託による現年度優先徴収の取組、ファイナンシャルプランナーによる納付相談などの取組は多いに評価できる。今後は転入者への収納対策の強化を期待したい。

また、資格喪失後に保険証を使って診療を受けた場合の医療費の返還金が、前年度比 163 万 3,116 円 (347.6%) 増となっており、一件一件粘り強く対応した結

果であり大変評価できる。

最後に、医療費適正化や保健事業等に対する取組の評価等に応じて交付される特別交付金の保険者努力支援分は、前年度比4.5%増の2,214万9,000円となり、令和2年度から2年連続で増加している。これは、メタボリックシンドロームへの取組や集団健診での検査項目の追加など宇美町の取組が評価されている結果であり、今後も、令和5年7月の機構改革で発足した医療費適正化推進室を中心に、大腸がんの早期発見など新たな医療費適正化の取組に期待したい。